

住所変更ワンストップサービス等について

1 住所変更ワンストップサービス等とは

マイナ免許証のみ又はマイナ経歴証明書のみを有する方は、免許センター又は浜北警察署を除く警察署（警察署分庁舎を除く。）において利用開始手続を行うことで、市区町村に住所、氏名、生年月日の変更を届出するだけで、免許情報が自動変更され、免許センター等への届出が不要になるものです。

※ 事前に運転免許センター又は浜北警察署を除く警察署（警察署分庁舎を含む。）において、（マイナ免許証（マイナ経歴証明書）のみ又は従来免許証（運転経歴証明書）との2枚持ち）にする手続が必要です。

2 利用開始手続の方法

(1) 免許センター又は浜北警察署を除く警察署（警察署分庁舎を含む。）で同意手続及び署名用電子証明書の提出

※ 同意手続は、利用規約の確認及び警察へ提供する項目（住所、氏名、生年月日）を選択します。

※ 署名用電子証明書の提出は、暗証番号（6～16桁の英数字）の入力が必要です。

3 注意事項

- (1) 同意の有効期限は 10 年です。サービス継続を希望される方は、同意の有効期限が満了する前に、再度、利用開始手続きを行ってください。

※ マイナポータル連携されている方は、同意の有効期限が間近に迫ると、マイナポータルにお知らせが届きます。

- (2) 署名用電子証明書の有効期限が満了する前に、署名用電子証明書を更新してください。

- (3) 市区町村で住所等の変更を届出した際は、新たな署名用電子証明書を発行してください。

※ 市区町村で住所等の変更をすると署名用電子証明書は失効します。サービスを継続する場合は、新たな署名用電子証明書の発行手续が必要です。

- (4) 住所等のうち、同意しなかった項目については、引き続き、免許センター等への届出が必要です。